

6 水管第 3266 号
令和 7 年 2 月 13 日

水産政策審議会 会長
佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 江藤 拓

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の一部変更（本則の変更、別紙 1 の変更、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、まいわし太平洋系群、するめいか並びにまさば及びごまさば太平洋系群の別紙 2 の変更、ぶり及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）の別紙 2 の追加、まだい日本海西部・東シナ海系群の別紙 3 の削除、するめいかの別紙 4 の変更等）について（諮問第 465 号）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 11 条第 5 項の規定に基づき、資源管理基本方針を別紙のとおり変更したいので、同条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第五項の規定に基づき、資源管理基本方針（令和二年農林水産省告示第千九百八十二号）の一部を次のように変更したので、同条第六項において運用する同条第四項の規定に基づき公表する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

- 1 -

改 正 後	改 正 前
資源管理基本方針 第1 資源管理に関する基本的な事項 1 (略) 2 資源管理に関する基本的な考え方 (略) (1)～(3) (略) (4) 漁獲可能量による管理 ① (略) ② 管理年度途中の漁獲可能量の調整 ア (略) (ア)・(イ) (略) <u>(削る。)</u> <u>(ウ)</u> 当該管理年度における漁獲可能量の調整時期が、当該特定水産資源の主要な漁獲時期の前又は最中であること。 <u>(削る。)</u> イ (略) ③ (略) (5) (略) 第2 (略) 第3 特定水産資源及びその管理年度 1 特定水産資源	資源管理基本方針 第1 資源管理に関する基本的な事項 1 (略) 2 資源管理に関する基本的な考え方 (略) (1)～(3) (略) (4) 漁獲可能量による管理 ① (略) ② 管理年度途中の漁獲可能量の調整 ア (略) (ア)・(イ) (略) <u>(ウ)</u> 科学的に十分な精度で、当該管理年度の翌管理年度に一定程度の生物学的許容漁獲量の増加が見込まれていること。 <u>(エ)</u> 当該管理年度における漁獲可能量の調整時期が、当該特定水産資源の主要な漁獲時期の前又は最中であること。 <u>(オ)</u> 最新の科学的知見を踏まえて実施された資源評価が当該管理年度中に公表されていること。 イ (略) ③ (略) (5) (略) 第2 (略) 第3 特定水産資源及びその管理年度 1 特定水産資源

- 2 -

(1) 特定水産資源は、漁獲量が多い水産資源を中心に、その資源評価の進捗状況を踏まえて、順次検討を開始し、第8の1(1)に規定する資源管理の方針に関する検討会等における漁業者その他の関係者との意見交換を踏まえて、指定していくものとする。 (2) (略) (3) 特定水産資源のうち法第26条第2項の規定に基づき農林水産省令で特別管理特定水産資源を定めるに当たっては、資源管理の状況や流通状況等に関する漁業者その他の関係者との意見交換を踏まえることとする。 2 (略) 第4～第13 (略) (別紙1) 資源再建計画の策定方法 1 (略) 2 資源再建計画の期間及び暫定管理基準値 (1) 資源再建計画の期間は、原則として10年を超えないものとする。ただし、いかなる措置を講じても、当該水産資源の資源水準の値が10年以内に目標管理基準値を上回る値まで回復する見込みがない場合、又は10年以内に目標管理基準値を上回る値まで回復させることとする場合の管理措置の内容が、これまでの管理措置よりも著しく厳しくなる等、当該水産資源に係る漁業の経営その他の事情に鑑みて適切ではないと農林水産大臣が特に認める場合には、当該水産資源の特性、当該水産資源に係る漁業の経営その他の事情を勘案して合理的と認められる範囲内で、10年を超える期間を定めることができる。 (2)・(3) (略) 3・4 (略)	(1) 特定水産資源は、漁獲量が多い水産資源を中心に、その資源評価の進捗状況を踏まえて、順次検討を開始し、漁業者その他の関係者との意見交換を踏まえて、指定していくものとする。 (2) (略) (新設) 2 (略) 第4～第13 (略) (別紙1) 資源再建計画の策定方法 1 (略) 2 資源再建計画の期間及び暫定管理基準値 (1) 資源再建計画の期間は、原則として10年を超えないものとする。ただし、いかなる措置を講じても、当該水産資源の資源水準の値が10年以内に目標管理基準値を上回る値まで回復する見込みがない場合には、当該水産資源の特性、当該水産資源に係る漁業の経営その他の事情を勘案して合理的と認められる範囲内で、10年を超える期間を定めることができる。 (2)・(3) (略) 3・4 (略)
---	--

- 3 -

(別紙2-1 くろまぐろ(小型魚)) 第1 特定水産資源 特定水産資源の名称 くろまぐろ(小型魚) 特定水産資源の定義 くろまぐろのうち、中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。)第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。)において採捕されるものであって、30キログラム未満のものをいう。以下この別紙において同じ。 第2 (略) 第3 資源管理の目標 中西部太平洋まぐろ類委員会(以下この別紙において「WCPFC」という。)での合意を考慮し、若齢魚の資源への加入水準が平均的であり、かつ、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の20パーセントとする。 (削る。) (削る。) 第4 漁獲シナリオ 少なくとも60パーセントの確率で、第3の資源管理の目標を上回る状態を維持する。	(別紙2-1 くろまぐろ(小型魚)) 第1 特定水産資源 特定水産資源の名称 くろまぐろ(小型魚) 特定水産資源の定義 くろまぐろのうち、30キログラム未満のものをいう。以下この別紙において同じ。 第2 (略) 第3 資源管理の目標 中西部太平洋まぐろ類委員会(以下この別紙において「WCPFC」という。)での合意に従い、以下のとおりとする。 1 暫定回復目標 歴史的中間値(昭和27年(1952年)から平成26年(2014年)までの親魚資源量の中間値をいう。) 2 次期回復目標 若齢魚の資源への加入水準が平均的であり、かつ、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の20パーセント 第4 漁獲シナリオ 1 暫定回復目標に係る漁獲シナリオ 親魚資源量を令和6年(2024年)までに、少なくとも60パーセントの確率で第3の1の暫定回復目標まで回復させる。 2 次期回復目標に係る漁獲シナリオ
--	--

- 4 -

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等（略） 1 くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業 (1) 当該大臣管理区分に関する事項 ① 水域 中西部太平洋条約海域 ②・③ （略） (2) 漁獲量の管理の手法等 ① （略） ② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。 ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。） 陸揚げした日（養殖仕向けの場合は、いけすへ活け込みをした日）からその属する月の翌月の10日まで イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認められる期間を除く。） 陸揚げした日（養殖仕向けの場合は、いけすへ活け込みをした日）から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）	<u>親魚資源量を令和16年（2034年）又は暫定回復目標達成10年後のうちいずれか早い方までに、少なくとも60パーセントの確率で、第3の2の次期回復目標まで回復させる。</u> 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等（略） 1 くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業 (1) 当該大臣管理区分に関する事項 ① 水域 中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。） ②・③ （略） (2) 漁獲量の管理の手法等 ① （略） ② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。 ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。） 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認められる期間を除く。） 陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）
--	---

- 5 -

2 くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等 (1) （略） (2) 漁獲量の管理の手法等 ①～③ （略） ④ 漁獲割当割合の設定基準 ア・イ （略） ウ （略） (ア) （略） (a) 10パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が0パーセントであった船舶を除く。）の総数で除することにより得た割合 (b) 90パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が0パーセントであった船舶を除く。）ごとの基準期間におけるくろまぐろ（小型魚）の漁獲量に応じて按分して得た割合 (イ) （略） エ ウ(ア)(b)の漁獲量について、次の(ア)から(イ)までのいずれかに該当する場合には、それぞれ当該(ア)から(イ)までに定める数値を当該船舶の漁獲量とみなす。ただし、当該船舶が(ア)から(イ)までのいずれか2つに該当する場合には、それぞれに定める数値を合計した数値を当該船舶の漁獲量とみなす。 (ア) （略） (イ) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が法第45条第2号又は第3号の規定によるかじき等流し網漁業又は東シナ海等かじき等流し網漁業の起業の認可の基づき法第39条第1項の規定によりかじき等流し網漁業又は東シナ海等かじき等流し網漁業の許可を受け	2 くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等 (1) （略） (2) 漁獲量の管理の手法等 ①～③ （略） ④ 漁獲割当割合の設定基準 ア・イ （略） ウ （略） (ア) （略） (a) 30パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が0パーセントであった船舶を除く。）の総数で除することにより得た割合 (b) 70パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が0パーセントであった船舶を除く。）ごとの基準期間におけるくろまぐろ（小型魚）の漁獲量に応じて按分して得た割合 (イ) （略） エ ウ(ア)(b)の漁獲量について、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該(ア)又は(イ)に定める数値を当該船舶の漁獲量とみなす。ただし、当該船舶が(ア)及び(イ)のいずれにも該当する場合には、それぞれに定める数値を合計した数値を当該船舶の漁獲量とみなす。 (ア) （略） (イ) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が法第45条第2号又は第3号の規定によるかじき等流し網漁業又は東シナ海等かじき等流し網漁業の起業の認可の基づき法第39条第1項の規定によりかじき等流し網漁業又は東シナ海等かじき等流し網漁業の許可を受け
--	--

- 6 -

たものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間におけるくろまぐろ（小型魚）の漁獲量の合計値（当該船舶により当該起業の認可の期間中に流し網を使用して収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善又は漁業の復興を目的に試験操業を行うことについて農林水産大臣の許可を受けたものである場合にあっては、当該漁獲量の合計値に、当該試験操業の期間における当該船舶のくろまぐろ（小型魚）の漁獲量を加えた数量） （ウ） 当該船舶により流し網を使用して収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善又は漁業の復興を目的に試験操業を行うことについて農林水産大臣の許可を受けたものである場合であって、当該試験操業が基準期間中に開始されたものである場合 当該試験操業の開始の日以降の当該船舶の基準期間におけるくろまぐろ（小型魚）の漁獲量及び当該試験操業を行うに当たり受けた法第45条第2号又は第3号の規定によるかじき等流し網漁業又は東シナ海等かじき等流し網漁業の起業の認可の日前の当該起業の認可を受けるに際し見合いとした許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する船舶の基準期間におけるくろまぐろ（小型魚）の漁獲量の合計値 ⑤～⑨ （略） 3 （略） 第6～第9 （略） （別紙2－2 くろまぐろ（大型魚）） 第1 特定水産資源 特定水産資源の名称 くろまぐろ（大型魚）	たものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間におけるくろまぐろ（小型魚）の漁獲量の合計値 （新設） ⑤～⑨ （略） 3 （略） 第6～第9 （略） （別紙2－2 くろまぐろ（大型魚）） 第1 特定水産資源 特定水産資源の名称 くろまぐろ（大型魚）
---	--

特定水産資源の定義 くろまぐろのうち、中西部太平洋条約海域（許可省令第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。）において採捕されるものであって、30キログラム以上のものをいう。以下この別紙において同じ。 第2 （略） 第3 資源管理の目標 中西部太平洋まぐろ類委員会（以下この別紙において「WCPFC」という。）での合意を考慮し、若齢魚の資源への加入水準が平均的であり、かつ、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の20パーセントとする。 （削る。） （削る。） 第4 漁獲シナリオ 少なくとも60パーセントの確率で、第3の資源管理の目標を上回る状態を維持する。 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等（略） 1 くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	特定水産資源の定義 くろまぐろのうち、30キログラム以上のものをいう。以下この別紙において同じ。 第2 （略） 第3 資源管理の目標 中西部太平洋まぐろ類委員会（以下この別紙において「WCPFC」という。）での合意に従い、以下のとおりとする。 1. 暫定回復目標 歴史的中間値（昭和27年（1952年）から平成26年（2014年）までの親魚資源量の中間値をいう。） 2. 次期回復目標 若齢魚の資源への加入水準が平均的であり、かつ、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の20パーセント 第4 漁獲シナリオ 1. 暫定回復目標に係る漁獲シナリオ 親魚資源量を令和6年（2024年）までに、少なくとも60パーセントの確率で第3の1の暫定回復目標まで回復させる。 2. 次期回復目標に係る漁獲シナリオ 親魚資源量を令和16年（2034年）又は暫定回復目標達成10年後のうちいずれか早い方までに、少なくとも60パーセントの確率で、第3の2の次期回復目標まで回復させる。 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等（略） 1 くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）
--	--

(1) 当該大臣管理区分に関する事項 ① 水域 中西部太平洋条約海域 ②・③ (略) (2) 漁獲量の管理の手法等 ① (略) ② (略) ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。） 陸揚げした日（<u>養殖仕向けの場合は、いけすへ活け込みをした日</u>）からその属する月の翌月の10日まで イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。） 陸揚げした日（<u>養殖仕向けの場合は、いけすへ活け込みをした日</u>）から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。） 2 くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等 (1) (略) (2) 漁獲量の管理の手法等 ①～③ (略) ④ 漁獲割当割合の設定基準 ア・イ (略) ウ (略) (フ) (略)	(1) 当該大臣管理区分に関する事項 ① 水域 中西部太平洋条約海域（許可省令第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。） ②・③ (略) (2) 漁獲量の管理の手法等 ① (略) ② (略) ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。） 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。） 陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。） 2 くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等 (1) (略) (2) 漁獲量の管理の手法等 ①～③ (略) ④ 漁獲割当割合の設定基準 ア・イ (略) ウ (略) (フ) (略)
--	--

- 9 -

(a) 10パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が0パーセントであった船舶を除く。）の総数で除することにより得た割合 (b) 90パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が0パーセントであった船舶を除く。）ごとの基準期間におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量に応じて按分して得た割合 (イ) (略) エ ウ(イ)(b)の漁獲量について、次の(イ)から(イ)までのいずれかに該当する場合には、それぞれ当該(イ)から(イ)までに定める数値を当該船舶の漁獲量とみなす。ただし、当該船舶が(イ)から(イ)までのいずれか2つに該当する場合には、それぞれに定める数値を合計した数値を当該船舶の漁獲量とみなす。 (イ) (略) (イ) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が法第45条第2号又は第3号の規定によるかじき等流し網漁業又は東シナ海等かじき等流し網漁業の起業の認可の基づき法第39条第1項の規定によりかじき等流し網漁業又は東シナ海等かじき等流し網漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間におけるくろまぐろ（小型魚）の漁獲量の合計値（当該船舶により当該起業の認可の期間中に流し網を使用して収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善又は漁業の復興を目的に試験操業を行うことについて農林水産大臣の許可を受けたものである場合にあっては、当該漁獲量の合計値に、当該試験操業の期間における当該船舶のくろまぐろ（大型魚）の漁獲量を加えた数量）	(a) 30パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が0パーセントであった船舶を除く。）の総数で除することにより得た割合 (b) 70パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が0パーセントであった船舶を除く。）ごとの基準期間におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量に応じて按分して得た割合 (イ) (略) エ ウ(イ)(b)の漁獲量について、次の(イ)又は(イ)のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該(イ)又は(イ)に定める数値を当該船舶の漁獲量とみなす。ただし、当該船舶が(イ)及び(イ)のいずれにも該当する場合には、それぞれに定める数値を合計した数値を当該船舶の漁獲量とみなす。 (イ) (略) (イ) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が法第45条第2号又は第3号の規定によるかじき等流し網漁業又は東シナ海等かじき等流し網漁業の起業の認可の基づき法第39条第1項の規定によりかじき等流し網漁業又は東シナ海等かじき等流し網漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間におけるくろまぐろ（小型魚）の漁獲量の合計値
---	--

- 10 -

(ウ) <u>当該船舶により流し網を使用して収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善又は漁業の復興を目的に試験操業を行うことについて農林水産大臣の許可を受けたものである場合であって、当該試験操業が基準期間中に開始されたものである場合 当該試験操業の開始の日以降の当該船舶の基準期間におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量及び当該試験操業を行うに当たり受けた法第45条第2号又は第3号の規定によるかじき等流し網漁業又は東シナ海等かじき等流し網漁業の起業の認可の日前の当該起業の認可を受けるに際し見合いとした許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する船舶の基準期間におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量の合計値</u> ⑤～⑨ （略） 3・4 （略） 5 くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分） (1) 当該大臣管理区分に関する事項 ①・② （略） ③ 漁獲可能期間 5月1日から同年7月25日まで (2) 漁獲量の管理の手法等 (略) ① 漁獲割当割合の申請期限 漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の3月15日 ② 漁獲割当割合を設定する日 漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の4月15日まで	(新設) ⑤～⑨ （略） 3・4 （略） 5 くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分） (1) 当該大臣管理区分に関する事項 ①・② （略） ③ 漁獲可能期間 5月15日から同年7月末日まで (2) 漁獲量の管理の手法等 (略) ① 漁獲割当割合の申請期限 漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の3月末日 ② 漁獲割当割合を設定する日 漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の4月末日まで
---	--

- 11 -

③ （略） ④ 漁獲割当割合の設定基準 ア （略） イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前管理年度12月末日までの5年間をいう。以下この管理区分において同じ。）のうち各年の5月1日から7月25日（令和6管理年度以前の年においては5月15日から7月末日）までの期間の(1)①の水域における当該船舶のくろまぐろ（大型魚）の漁獲量（当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。以下この管理区分において同じ。）に応じて按分して得た割合及び船舶の数を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案したウの基準に従って漁獲割当割合を設定するものとする。 ウ （略） (7) （略） (a) （略） (b) 80パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が0パーセントであった船舶を除く。）ごとの基準期間のうち各年の5月1日から7月25日（令和6管理年度以前の年においては5月15日から7月末日）までの期間の(1)①の水域におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量に応じて按分して得た割合 (4) （略）	③ （略） ④ 漁獲割当割合の設定基準 ア （略） イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前管理年度12月末日までの5年間をいう。以下この管理区分において同じ。）のうち各年の5月15日から7月末日までの期間の(1)①の水域における当該船舶のくろまぐろ（大型魚）の漁獲量（当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。以下この管理区分において同じ。）に応じて按分して得た割合及び船舶の数を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案したウの基準に従って漁獲割当割合を設定するものとする。 ウ （略） (7) （略） (a) （略） (b) 80パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が0パーセントであった船舶を除く。）ごとの基準期間のうち各年の5月15日から7月末日までの期間の(1)①の水域におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量に応じて按分して得た割合 (4) （略）
--	--

- 12 -

エ ウ(7)(b)の漁獲量について、次の(7)から(9)までのいずれかに該当する場合には、それぞれ当該(7)から(9)までに定める数値を当該船舶の漁獲量とみなす。 (7) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が法第45条第2号又は第3号の規定により大中型まき網漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間のうち各年の5月1日から7月25日（令和6管理年度以前の年においては5月15日から7月末日）までの期間の(1)①の水域におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量及び当該許可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間のうち各年の5月1日から7月25日（令和6管理年度以前の年においては5月15日から7月末日）までの期間の(1)①の水域におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量の合計値 (4) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が法第45条第2号又は第3号の規定による大中型まき網漁業の起業の認可に基づき法第39条第1項の規定により大中型まき網漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間のうち各年の5月1日から7月25日（令和6管理年度以前の年においては5月15日から7月末日）までの期間の(1)①の水域におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量及び当該起業の認可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間のうち各年の5月1日から7月25日（令和6管理年度以前の年においては5月15日から7月末日）までの期間の(1)①の水域におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量の合計値（当該船舶により当該起業の認可の期間中にまき網を使用して収益性の実証、資源管理の推進	エ ウ(7)(b)の漁獲量について、次の(7)又は(4)に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該(7)又は(4)に定める数値を当該船舶の漁獲量とみなす。 (7) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が法第45条第2号又は第3号の規定により大中型まき網漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間のうち各年の5月15日から7月末日までの期間の(1)①の水域におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量及び当該許可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間のうち各年の5月15日から7月末日までの期間の(1)①の水域におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量の合計値 (4) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が法第45条第2号又は第3号の規定による大中型まき網漁業の起業の認可に基づき法第39条第1項の規定により大中型まき網漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間のうち各年の5月15日から7月末日までの期間の(1)①の水域におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量及び当該起業の認可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間のうち各年の5月15日から7月末日までの期間の(1)①の水域におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量の合計値
---	---

- 13 -

及び労働環境の改善又は漁業の復興を目的に試験操業を行うことについて農林水産大臣の許可を受けたものである場合にあっては、当該漁獲量の合計値に、当該試験操業の期間のうち各年の5月1日から7月25日（令和6管理年度以前の年においては5月15日から7月末日）までの期間の(1)①の水域における当該船舶のくろまぐろ（大型魚）の漁獲量を加えた数量） (7) 当該船舶によりまき網を使用して収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善又は漁業の復興を目的に試験操業を行うことについて農林水産大臣の許可を受けたものである場合であって、当該試験操業が基準期間中に開始されたものである場合 当該試験操業の開始の日以降の当該船舶の基準期間のうち各年の5月1日から翌年7月25日（令和6管理年度以前の年においては5月15日から7月末日）までの期間の(1)①の水域におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量及び当該試験操業を行うに当たり受けた法第45条第2号又は第3号の規定による大中型まき網漁業の起業の認可の日前の当該起業の認可を受けるに際し見合いとした許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する船舶の基準期間のうち各年の5月1日から7月25日（令和6管理年度以前の年においては5月15日から7月末日）までの期間の(1)①の水域におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量の合計値 ⑤ 漁獲割当割合設定者の資格 大中型まき網漁業の許可若しくは起業の認可（当該許可又は認可のうち、操業区域に北部日本海海区（石川県珠洲市祿剛埼灯台正北の線以西の日本海の海域以外の日本海の海域をいう。）、中部日本海海区（石川県珠洲市祿剛埼灯台正北の線と最大高潮時海岸線上兵庫鳥取両県界正北の線との両線間における海域をいう。）又は西部日本海海区（最大高潮時海	(新設) ⑤ 漁獲割当割合設定者の資格 大中型まき網漁業の許可若しくは起業の認可（当該許可又は認可のうち、操業区域に北部日本海海区（石川県珠洲市祿剛埼灯台正北の線以西の日本海の海域以外の日本海の海域をいう。）、中部日本海海区（石川県珠洲市祿剛埼灯台正北の線と最大高潮時海岸線上兵庫鳥取両県界正北の線との両線間における海域をいう。）又は西部日本海海区（最大高潮時海
---	--

- 14 -

岸線上兵庫鳥取両県界正北の線と佐賀県唐津市波戸岬灯台から長崎県老岐市長者原埼突端及び同県対馬市神埼灯台を経て同市三島灯台に至る線並びに同灯台正北の線から成る線との両線間における海域（漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第27条の表瀬戸内海の項下欄に掲げる海域を除く。）をいう。）を含むものに限る。）を受けた者 ⑥ 年次漁獲割当量を設定する日 毎管理年度の4月15日まで ⑦～⑨ （略） 第6～第9 （略） （別紙2－6 まいわし太平洋系群） 第1～第4 （略） 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等（略） 1 まいわし太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分） (1) （略） (2) 漁獲量の管理の手法等 ①～③ （略） ④ 漁獲割当割合の設定基準 ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（<u>法第18条第1項各号に掲げる者を除く。</u>以下この別紙において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請	岸線上兵庫鳥取両県界正北の線と佐賀県唐津市波戸岬灯台から長崎県老岐市長者原埼突端及び同県対馬市神埼灯台を経て同市三島灯台に至る線並びに同灯台正北の線から成る線との両線間における海域（漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第27条の表瀬戸内海の項下欄に掲げる海域を除く。）をいう。）を含むものに限る。）を受けた者又は許可省令第2条第7号に定める動力漁船によりまき網を使用して当該操業区域において収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善若しくは漁業の復興を目的に試験操業を行うことについて農林水産大臣の確認を受けた者 ⑥ 年次漁獲割当量を設定する日 毎管理年度の4月末日まで ⑦～⑨ （略） 第6～第9 （略） （別紙2－6 まいわし太平洋系群） 第1～第4 （略） 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等（略） 1 まいわし太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分） (1) （略） (2) 漁獲量の管理の手法等 ①～③ （略） ④ 漁獲割当割合の設定基準 ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（以下この別紙において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする
---	--

- 15 -

した漁獲割当割合を設定するものとする。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。 イ～エ （略） ⑤ 漁獲割当割合設定者の資格 大中型まき網漁業の許可若しくは起業の認可（当該許可又は認可のうち操業区域に北部太平洋海区（千葉県南房総市野島埼灯台正南の線と東経179度59分43秒の線との両線間における海域（オホーツク海及び日本海の海域を除く。）をいう。）を含み、(1)①の水域での操業が禁止されていないものに限る。）を受けた者 ⑥～⑨ （略） 第6～第9 （略） （別紙2－12 するめいか） 第1・2 （略） 第3 資源管理の目標 当該特定水産資源は、周年にわたり再生産が行われているが、特に秋季及び冬季に発生する群れの資源量が卓越していることから、従来から、秋季発生系群及び冬季発生系群の2系群に分けて資源評価が行われている。両系群の産卵場のかかなりの部分は重複しているほか、両系群の分布域及び分布時期も広く重複があり、<u>系群別に、即座に正確な仕分けを行うことが困難であること等を踏まえ、当面の間は一体として管理することが妥当である。</u> このような特性から、当該特定水産資源の管理に関しては、資源管理の目標、漁獲シナリオ、漁獲圧力は系群別に定めるものの	。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。 イ～エ （略） ⑤ 漁獲割当割合設定者の資格 大中型まき網漁業の許可若しくは起業の認可（当該許可又は認可のうち操業区域に北部太平洋海区（千葉県南房総市野島埼灯台正南の線と東経179度59分43秒の線との両線間における海域（オホーツク海及び日本海の海域を除く。）をいう。）を含み、(1)①の水域での操業が禁止されていないものに限る。）を受けた者又は許可省令第2条第7号に定める動力漁船によりまき網を使用して(1)①の水域において収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善若しくは漁業の復興を目的に試験操業を行うことについて農林水産大臣の確認を受けた者 ⑥～⑨ （略） 第6～第9 （略） （別紙2－12 するめいか） 第1・2 （略） 第3 資源管理の目標 当該特定水産資源は、周年にわたり再生産が行われているが、特に秋季及び冬季に発生する群れの資源量が卓越していることから、従来から、秋季発生系群及び冬季発生系群の2系群に分けて資源評価が行われている。両系群の産卵場のかかなりの部分は重複しており、両系群の分布域及び分布時期も広く重複があるため、<u>一体として管理することにより、いずれか一方の系群への漁獲圧力の著しい増大につながるものではないと考えられる。</u> このような特性から、当該特定水産資源の管理に関しては、資源管理の目標、漁獲シナリオ、漁獲圧力は系群別に定めるものの
---	--

- 16 -

、我が国の生物学的許容漁獲量は、両系群の水域全体の生物学的許容漁獲量の合計値から、外国による漁獲に係るものを除いた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。 1 目標管理基準値 (1) するめいかのうち資源評価において秋季発生系群として扱われたもの（以下この別紙において「するめいか秋季発生系群」という。） <u>255千トン</u>（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量） (2) するめいかのうち資源評価において冬季発生系群として扱われたもの（以下この別紙において「するめいか冬季発生系群」という。） <u>255千トン</u>（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量） 2 限界管理基準値 (1) するめいか秋季発生系群 <u>123千トン</u>（最大持続生産量の80パーセントを達成するために必要な親魚量） (2) するめいか冬季発生系群 <u>145千トン</u>（最大持続生産量の85パーセントを達成するために必要な親魚量） 3 暫定管理基準値 (1) するめいか秋季発生系群 <u>限界管理基準値である123千トン</u> (2) するめいか冬季発生系群 <u>限界管理基準値である145千トン</u> 4 禁漁水準値 (1) するめいか秋季発生系群 <u>9千トン</u>（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量） (2) するめいか冬季発生系群 <u>16千トン</u>（最大持続生産量の15パーセントが得られる親魚量） 第4 漁獲シナリオ 1 暫定管理基準値に係る漁獲シナリオ (1) <u>するめいか秋季発生系群 令和6年（2024年）の資源評価に基づき、親魚量が令和16年（2034年）に、少なくとも50パーセ</u>	、我が国の生物学的許容漁獲量は、両系群の水域全体の生物学的許容漁獲量の合計値から、外国による漁獲に係るものを除いた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。 1 目標管理基準値 (1) するめいかのうち資源評価において秋季発生系群として扱われたもの（以下この別紙において「するめいか秋季発生系群」という。） <u>329千トン</u>（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量） (2) するめいかのうち資源評価において冬季発生系群として扱われたもの（以下この別紙において「するめいか冬季発生系群」という。） <u>234千トン</u>（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量） 2 限界管理基準値 (1) するめいか秋季発生系群 <u>189千トン</u>（最大持続生産量の75パーセントを達成するために必要な親魚量） (2) するめいか冬季発生系群 <u>132千トン</u>（最大持続生産量の85パーセントを達成するために必要な親魚量） (新設) 3 禁漁水準値 (1) するめいか秋季発生系群 <u>30千トン</u>（最大持続生産量の15パーセントが得られる親魚量） (2) するめいか冬季発生系群 <u>14千トン</u>（最大持続生産量の15パーセントが得られる親魚量） 第4 漁獲シナリオ (新設)
---	---

- 17 -

<u>ントの確率で、暫定管理基準値を上回る状態を維持するよう、漁獲圧力を調整する。</u> (2) <u>するめいか冬季発生系群 令和6年（2024年）の資源評価に基づき、親魚量が令和16年（2034年）に、少なくとも50パーセントの確率で、暫定管理基準値を上回る状態を維持するよう、漁獲圧力を調整する。</u> 2 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ <u>親魚量が令和26年（2044年）に、少なくとも50パーセントの確率で、目標管理基準値を上回るよう、資源再建計画の達成状況等を踏まえて、漁獲シナリオの検討を進める。</u> <u>（削る。）</u> 3 漁獲圧力 (1) （略） ① 親魚量の値が限界管理基準値以上の場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に<u>0.65</u>を乗じた値とする。 ②・③ （略） (2) （略）	1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ (1) <u>するめいか秋季発生系群 令和3年（2021年）の資源評価に基づき、親魚量が令和13年（2031年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1(1)の目標管理基準値を上回る状態を維持するよう、漁獲圧力を調整する。</u> (2) <u>するめいか冬季発生系群 令和3年（2021年）の資源評価に基づき、親魚量が令和13年（2031年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1(2)の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。</u> 2 限界管理基準値に係る漁獲シナリオ (1) <u>するめいか秋季発生系群 令和3年（2021年）の資源評価に基づき、親魚量が令和8年（2026年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の2(1)の限界管理基準値を上回る状態を維持するよう、漁獲圧力を調整する。</u> (2) <u>するめいか冬季発生系群 令和3年（2021年）の資源評価に基づき、親魚量が令和8年（2026年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の2(2)の限界管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。</u> 3 漁獲圧力 (1) （略） ① 親魚量の値が限界管理基準値以上の場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に<u>0.4</u>を乗じた値とする。 ②・③ （略） (2) （略）
--	--

- 18 -

① 親魚量の値が限界管理基準値以上の場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に<u>0.5</u>を乗じた値とする。 ②・③ (略) 4 漁獲可能量の算定方法 漁獲可能量は、我が国の生物学的許容漁獲量を超えない量とする。我が国の生物学的許容漁獲量は、水域全体の生物学的許容漁獲量から、外国による漁獲に係るものを除いた値とし、具体的には、令和7年（2025年）から令和9年（2027年）までは#、次の(1)及び(2)に掲げる値の合計値に0.6を乗じた値とする。<u>ただし、農林水産大臣は、最新の資源調査の結果や漁獲状況、利用可能な水産機構の助言等を踏まえ、当該管理年度の資源量の算出に用いられた当該管理年度の加入量の予測値よりも良好な加入が発生していると判断する場合には、速やかに漁獲可能量の変更に係る手続を行う。</u> (1) するめいか秋季発生系群 資源評価において示される<u>当該管理年度</u>の資源量に、3(1)の漁獲圧力を乗じた値 (2) するめいか冬季発生系群 資源評価において示される<u>当該管理年度</u>の資源量に、3(2)の漁獲圧力を乗じた値 第5 (略) 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 (1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 漁獲可能量を、令和3年（2021年）から令和5年（2023年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。 (2) (略)	① 親魚量の値が限界管理基準値以上の場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に<u>0.45</u>を乗じた値とする。 ②・③ (略) 4 漁獲可能量の算定方法 漁獲可能量は、我が国の生物学的許容漁獲量を超えない量とする。我が国の生物学的許容漁獲量は、水域全体の生物学的許容漁獲量から、外国による漁獲に係るものを除いた値とし、具体的には、令和4年（2022年）から令和6年（2024年）までは#、次の(1)及び(2)に掲げる値の合計値に0.6を乗じた値とする。 (1) するめいか秋季発生系群 <u>令和3年（2021年）</u>の資源評価において示される<u>令和4年（2022年）</u>の資源量に、3(1)の漁獲圧力を乗じた値 (2) するめいか冬季発生系群 <u>令和3年（2021年）</u>の資源評価において示される<u>令和4年（2022年）</u>の資源量に、3(2)の漁獲圧力を乗じた値 第5 (略) 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 (1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 漁獲可能量を、平成30年（2018年）から令和2年（2020年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。 (2) (略)
---	---

- 19 -

(3) 漁獲割当てによる管理を行う都道府県及び大臣管理区分への上乗せ配分 一定の漁獲可能量を船舶ごとに割り当てることにより資源管理の実効性を担保しつつ計画的な操業を可能とする漁獲割当ての利点を損なわないようにするため、都道府県のうち漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分及び漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分については、当初の配分において、次の①に掲げる都道府県又は②に掲げる大臣管理区分に対して、国の留保をそれぞれ当該①又は②に定める比率を用いて比例配分することにより算出した数量の50パーセントを、それぞれ上乗せして配分する。この場合において、上乗せして配分した大臣管理区分については、4の国の留保からの配分は、行わない。なお、令和7管理年度から令和9管理年度においては、本規定は適用しない。 ①・② (略) 2～4 (略) 第7～9 (略) (別紙2－15 まさば及びごまさば太平洋系群) 第1～第4 (略) 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 (略) 1 まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分） (1) (略) (2) 漁獲量の管理の手法等 ①～④ (略) ⑤ 漁獲割当割合設定者の資格	(3) 漁獲割当てによる管理を行う都道府県及び大臣管理区分への上乗せ配分 一定の漁獲可能量を船舶ごとに割り当てることにより資源管理の実効性を担保しつつ計画的な操業を可能とする漁獲割当ての利点を損なわないようにするため、都道府県のうち漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分及び漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分については、当初の配分において、次の①に掲げる都道府県又は②に掲げる大臣管理区分に対して、国の留保をそれぞれ当該①又は②に定める比率を用いて比例配分することにより算出した数量の50パーセントを、それぞれ上乗せして配分する。この場合において、上乗せして配分した大臣管理区分については、4の国の留保からの配分は、行わない。なお、令和6管理年度においては、本規定は適用しない。 ①・② (略) 2～4 (略) 第7～9 (略) (別紙2－15 まさば及びごまさば太平洋系群) 第1～第4 (略) 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 (略) 1 まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分） (1) (略) (2) 漁獲量の管理の手法等 ①～④ (略) ⑤ 漁獲割当割合設定者の資格
---	--

- 20 -

大中型まき網漁業の許可若しくは起業の認可（当該許可又は起業の認可のうち、操業区域に北部太平洋海区（太平洋の海域のうち、千葉県南房総市野島埼灯台正南の線と東経179度59分43秒の線との両線間における水域をいう。以下この別紙において同じ。）を含むものに限る。）を受けた者 ⑥～⑨ （略） 2～4 （略） 第6～第9 （略） （別紙4－3 するめいか） 第1 対象となる特定水産資源 するめいか 第2 資源再建計画の期間 令和7管理年度から令和26管理年度まで 第3 暫定管理基準値 (1) 別紙2－12の第3の資源管理の目標に定めるとおり、暫定管理基準値は、限界管理基準値である次の①及び②に掲げる値とする。 ① するめいか秋季発生系群 123千トン ② するめいか冬季発生系群 145千トン (2) 別紙2－12の第4の漁獲シナリオに定めるとおり、暫定管理基準値達成年度は令和16年（2034年）とし、当該年に資源水準の値が暫定管理基準値を上回る確率は、50パーセントとする。	大中型まき網漁業の許可若しくは起業の認可（当該許可又は起業の認可（許可省令第2条第7号に定める動力漁船によりまき網を使用して収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善若しくは漁業の復興を目的に試験操業を行うに際し見合いとした許可又は起業の認可を除く。）のうち、の操業区域に北部太平洋海区（太平洋の海域のうち千葉県南房総市野島埼灯台正南の線と東経179度59分43秒の線との両線間における水域をいう。以下この別紙において同じ。）を含むものに限る。）を受けた者及び又は当該試験操業を行うことについて農林水産大臣の許可を受けた者 ⑥～⑨ （略） 2～4 （略） 第6～第9 （略） （別紙4－3 するめいか） 第1 対象となる特定水産資源 するめいか（別紙2－12第3の1(2)に規定するするめいか冬季発生系群に限る。） 第2 資源再建計画の期間 令和5管理年度から令和14管理年度まで （新設）
--	--

- 21 -

第4 資源再建計画において講ずる措置 （略） 第5 資源再建計画の検証の方法 1 資源再建計画の達成状況の検証は、資源再建計画の策定から2年ごとに資源評価に基づき行うこととし、水産庁は、その結果を、資源評価を行う研究機関、関係漁業者等が参加する会議（するめいかに係る本則第8の1の資源管理の方針に関する検討会又はTAC設定に関する意見交換会（漁獲可能量の設定に際し漁業者、加工流通業者等を対象に行う意見交換会をいう。））において説明し、参加者間で議論を行う。 2 （略） 第6 その他 1 資源再建計画の期間が満了する前に、するめいか秋季発生系群及びするめいか冬季発生系群の資源水準の値が目標管理基準値を2管理年度連続して上回っていることが判明した場合には、判明した管理年度の末日をもってこの資源再建計画は終了する。 2 農林水産大臣は、資源再建計画の期間が満了する前に、するめいか秋季発生系群又はするめいか冬季発生系群のいずれかの資源水準の値が、目標管理基準値を2管理年度連続して上回っていることが判明した場合には、判明した管理年度の末日をもって、当該系群を資源再建計画の対象から削除するために必要な変更を行う。 3 農林水産大臣は、検証の時期にかかわらず、親魚量が別紙2－12の第3の4に定める禁漁水準値を下回っていることが判明した場合には、別紙2－12の規定に基づき、必要な措置を講ずることとする。	第3 資源再建計画において講ずる措置 （略） 第4 資源再建計画の検証の方法 1 資源再建計画の達成状況の検証は、令和6管理年度に開催される本則第8の1の資源管理の方針に関する検討会において、最新の資源評価に基づき行うこととする。 2 （略） 第5 その他 1 資源再建計画の期間が満了する前に、資源水準の値が目標管理基準値を2管理年度連続して上回っていることが判明した場合には、判明した管理年度の末日をもってこの資源再建計画は終了する。 （新設） 2 検証の時期にかかわらず、親魚量が禁漁水準（最大持続生産量の15パーセントが得られる親魚量）を下回っていることが判明した場合には、別紙2－12の規定に基づき、必要な措置を講ずることとする。
--	---

- 22 -

別紙 2－50 の次に、次の別紙を加える。

- 23 -

(別紙 2－51 ぶり (ステップアップ管理対象資源))

第 1 特定水産資源の名称

ぶり

第 2 管理年度

大臣管理区分 7月1日から翌年6月末日まで (ステップ1)

都道府県 以下の①及び②の区分に応じた期間とする。

① 次に掲げる都府県 4月1日から翌年3月末日まで (ステップ1)

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県

② 次に掲げる道府県 7月1日から翌年6月末日まで (ステップ1)

北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県

第 3 資源管理の目標

- 1 目標管理基準値 222千トン (最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)

- 24 -

- 2 限界管理基準値 69千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量）
- 3 禁漁水準値 9千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）

第4 漁獲シナリオ

1 暫定目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

- (1) 179千トン（目標管理基準値等の算定に用いられている再生産関係において加入量が最大となる親魚量）を暫定目標管理基準値とする。
- (2) 令和6年度（2024年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和17年度（2035年度）に、少なくとも50パーセントの確率で、第4の1(1)暫定目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

2 漁獲圧力

1の規定を踏まえたぶりの漁獲圧力は、以下のとおりとする。

- (1) 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、暫定目標管理基準値を達成する漁獲圧力の水準に0.95を乗じた値とする。
- (2) 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を(1)の規定に基づき算出した値に乘じた値とする。

- 25 -

- (3) (2)の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。

3 漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

1 ぶり大中型まき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

大中型まき網漁業の許可に係る操業区域（太平洋中央海区及びインド洋海区並びに外国の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあっては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）

③ 漁獲可能期間

- 26 -

周年（7月1日から翌年6月末日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 ぶりその他大臣許可漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

- 27 -

当該漁業の許可に係る操業区域のうち太平洋の海域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては許可省令別表第5の9の項の上欄に掲げる区域、大韓民国にあっては同表の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、大中型まき網漁業を除いたもの。

③ 漁獲可能期間

周年（7月1日から翌年6月末日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超える

- 28 -

るおそれがなくなつたと認められる期間を除く。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日は算入しない。)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

本則第1の2(5)②のステップ2の取組を開始する際に定める。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

都道府県知事は、法第30条第2項の規定に基づき、規則第19条第3項において準用する規則第16条第3項に定める方法により、知事管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。なお、対象となる都道府県は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県のうち、過去に第5の2(1)①の水域において漁獲実績を有する又は今後漁獲が見込まれる都道府県とする。

(1) 当該管理年度中(2)に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間(漁獲可

- 29 -

量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認められる期間を除く。)

陸揚げした日から5日以内(行政機関の休日は算入しない。)

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第9 その他資源管理に関する重要事項

- 1 本則第1の2(5)①のステップ1を令和7管理年度から開始する。同(5)②のステップ2は、令和8管理年度から開始することを想定し、令和9管理年度中にステップ1及びステップ2の取組内容について十分な進展があった場合に、令和10管理年度から同(5)④のステップ3を開始することを目指す。
- 2 当該特定水産資源の特性、利用する漁業の実態その他の事情を勘案した、資源の有効利用を確保するための管理年度途中に漁獲可能量を調整する措置等に係る規定について、水産機構等の助言を基に検討を行い、ステップ3の開始までに結論を得る。

- 30 -

- 3 養殖用種苗（もじゃこ）について、ぶり養殖関係県の合意に基づく採捕計画の範囲内で管理を行う。

- 31 -

（別紙 2-52 くろまぐろ（東部太平洋条約海域））

第 1 特定水産資源

特定水産資源の名称 くろまぐろ（東部太平洋条約海域）

特定水産資源の定義 くろまぐろのうち、1949年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約（以下この別紙において「アンティグア条約」という。）の締約国たる外国等に対する割当てに係るものを除き、アンティグア条約第 3 条に規定する海域（以下この別紙において「東部太平洋条約海域」という。）において採捕されるものをいう。以下この別紙において同じ。

第 2 管理年度

1 月 1 日から同年 12 月末日まで

第 3 資源管理の目標

全米熱帯まぐろ類委員会（以下この別紙において「IATTC」という。）での合意を考慮し、若齢魚の資源への加入水準が平均的であり、かつ、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の 20 パーセントとする。

- 32 -

第4 漁獲シナリオ

少なくとも60パーセントの確率で、第3の資源管理の目標を上回る状態を維持する。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

くろまぐろ（東部太平洋条約海域）かつお・まぐろ漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

東部太平洋条約海域

② 漁業の種類

かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

- 33 -

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）

10日ごとの期間（毎月21日から始まる期間においては、21日から当該月末日までの期間をいう。）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から10日以内

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

くろまぐろ（東部太平洋条約海域）の採捕をした日の翌日まで

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

管理年度の前年12月末日までの我が国漁獲量、国際交渉で必要となる数量等を勘案して国の留保枠を設定し、残りの全量を第5の大臣管理区分に配分する。

第7 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

I A T T Cで決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進する。

第8 その他資源管理に関する重要事項

- 34 -

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の70パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

- 35 -

別紙 3 ― 32 を削除する。

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別紙 2 ― 51 及び別紙 2 ― 52 の改正規定 令和七年四月一日
- 二 本則の改正規定 (第 3 に係る部分に限る。) 令和八年四月一日

(準備行為)

第二条 農林水産大臣は、別紙 2 ― 51 及び別紙 2 ― 52 の特定水産資源に係る漁業法第十五条第一項各号の数量を定めるため、前条ただし書の施行の日前においても、水産政策審議会の意見又は関係する都道府県知事の意見 (同項第二号の都道府県別漁獲可能量の設定に係るものに限る。) を聴くことができる。

- 36 -

資源管理基本方針の一部を変更する告示案について

令和 7 年 2 月
水 産 庁

第 1 今回の変更事項

- 変更事項 1 : 本則における管理年度途中の漁獲可能量の調整に係る規定の変更について
- 変更事項 2 : 本則における特別管理特定水産資源の指定の考え方の規定等について
- 変更事項 3 : 資源再建計画の策定方法を定めた「別紙 1」における資源再建計画の期間及び暫定管理基準値に係る規定の変更について
- 変更事項 4 : 「別紙 2-1 くろまぐろ（小型魚）」及び「別紙 2-2 くろまぐろ（大型魚）」における資源管理の目標、漁獲シナリオ等の変更について
- 変更事項 5 : 「別紙 2-1 くろまぐろ（小型魚）」及び「別紙 2-2 くろまぐろ（大型魚）」について、大中型まき網漁業における漁獲量等の報告に係る期限の起算日の明確化について
- 変更事項 6 : 「別紙 2-1 くろまぐろ（小型魚）」及び「別紙 2-2 くろまぐろ（大型魚）」におけるかじき等流し網漁業等の漁獲割当割合の設定基準の改正について
- 変更事項 7 : 「別紙 2-2 くろまぐろ（大型魚）」における大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）の漁獲可能期間及び漁獲割当割合の設定基準の改正について
- 変更事項 8 : 「別紙 2-2 くろまぐろ（大型魚）」、「別紙 2-6 まいわし太平洋系群」及び「別紙 2-15 まさば及びごまさば太平洋系群」における大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）の漁獲割当割合設定者の資格に係る規定の改正について
- 変更事項 9 : 「別紙 2-12 するめいか」における資源管理の目標、漁獲シナリオ等の変更及び「別紙 4-3 するめいか」における資源再建計画の内容の変更について
- 変更事項 10 : 「ぶり」及び「くろまぐろ（東部太平洋条約海域）」の特定水産資源への追加について
- 変更事項 11 : 「別紙 3-32 まだい日本海西部・東シナ海系群」の削除について
このほか、修辭的な修正や必要な附則を規定する予定。

第 2 今後のスケジュール

2 月下旬から 3 月上旬 : 官報掲載

【変更事項１】本則における管理年度途中の漁獲可能量の調整に係る規定の変更について

1 変更の趣旨

- (１) 資源管理基本方針の本則第１の２(４)①は、漁獲可能量は、最新の資源評価及び資源水準の値に応じた漁獲圧力（資源に対する漁獲の影響の大きさを表す係数をいう。）の決定方式（以下「漁獲シナリオ」という。）により導かれる生物学的許容漁獲量の範囲内で定めるとしている。
- (２) 一部の特定水産資源については、生物学的特性上、毎年、加入量¹の水準によって資源水準の値が大きく変動し、それにより漁獲可能量も大きく変動する。漁獲可能量の大きな変動は、漁業者のみならず加工・流通業者等の関係者の経済活動も大きな影響を受けることから、当該管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオによって導かれる翌管理年度の生物学的許容漁獲量が、当該管理年度の生物学的許容漁獲量を上回ることが示された場合に、当該管理年度の途中に、当該管理年度と翌管理年度の間で漁獲可能量を調整することができることとしており、当該規定について、本則の第１の２(４)②アに定められている。
- (３) 当該規定について一部内容の重複等があることから、所要の変更を行う。

2 変更の内容

変更の内容は、以下のとおり（変更点は下線部）。

変更後	変更前
本則の第１の２(４)② 管理年度途中の漁獲可能量の調整	
ア 当該管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる当該管理年度の翌管理年度の生物学的許容漁獲量が、当該管理年度の生物学的許容漁獲量よりも一定程度増加することが示された場合、科学的に妥当な条件の下、資源水準の値が目標管理年度に目標管理基準値を上回る確率が、漁獲シナリオに定められた値を下回らない範囲内で、当該管理年度の途中に当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度の間で漁獲可能量を調整することができる。この場合、「科学的に妥当な条件」とは、以下を指すものとする。 (7)・(イ) (略) (削除)	ア 当該管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる当該管理年度の翌管理年度の生物学的許容漁獲量が、当該管理年度の生物学的許容漁獲量よりも一定程度増加することが示された場合、科学的に妥当な条件の下、資源水準の値が目標管理年度に目標管理基準値を上回る確率が、漁獲シナリオに定められた値を下回らない範囲内で、当該管理年度の途中に当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度の間で漁獲可能量を調整することができる。この場合、「科学的に妥当な条件」とは、以下を指すものとする。 (7)・(イ) (略) <u>(ウ) 科学的に十分な精度で、当該管理年度の</u>

¹ 漁獲開始年齢に達した資源量

<u>(ウ)</u> 当該管理年度における漁獲可能量の調整時期が、当該特定水産資源の主要な漁獲時期の前又は最中であること。 (削除)	<u>翌管理年度に一定程度の生物学的許容漁獲量の増加が見込まれていること。</u> <u>(エ)</u> 当該管理年度における漁獲可能量の調整時期が、当該特定水産資源の主要な漁獲時期の前又は最中であること。 <u>(オ)</u> <u>最新の科学的知見を踏まえて実施された資源評価が当該管理年度中に公表されていること。</u>
--	--

【変更事項 2】本則における特別管理特定水産資源の指定の考え方の規定について

1 変更の趣旨

- (1) 我が国では、太平洋クロマグロの持続的な利用を確保するため、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 11 条第 2 項第 3 号に基づく特定水産資源に指定し、漁獲可能量（TAC）による管理を行ってきたところ。
- (2) 先般、TAC 管理の基礎となる漁獲量等の報告義務に違反した太平洋クロマグロが流通する事案が発生し、その再発防止や管理強化を図ることが急務となった。このため、法を改正し（令和 6 年 6 月 26 日公布）、特定水産資源のうち、太平洋クロマグロのように国際的な枠組み等を勘案して特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるものを特別管理特定水産資源として農林水産省令で定め、個体の数の報告並びに船舶等の名称等の記録の作成及び保存を義務付ける措置を講じることとしたところ。
- (3) 法第 11 条第 1 項に規定する資源管理基本方針では、特定水産資源の指定に係る考え方を規定しているところであり、今般、特別管理特定水産資源の指定に係る考え方についても同方針に新たに規定することとする。なお、今後、特別管理特定水産資源に指定した資源は、資源管理基本方針の別紙 2 において示すこととする。

2 変更の内容

以下のとおり、本則第 3 の 1 に特別管理特定水産資源の指定の考え方を新たに規定するとともに、特定水産資源の指定の考え方について一部変更を行う（変更点は下線部）。

変更後	変更前
第 3 特定水産資源及びその管理年度 1 特定水産資源 (1) 特定水産資源は、漁獲量が多い水産資源を中心に、その資源評価の進捗状況を踏まえて、順次検討を開始し、<u>第 8 の 1 (1) に規定する資源管理の方針に関する検討会等における漁業者その他の関係者との意見交換を踏まえて、指定していくものとする。</u> (2) (略) (3) <u>特定水産資源のうち法第 26 条第 2 項の規定に基づき農林水産省令で特別管理特定水産資源を定めるに当たっては、資源管理の状況や流通状況等に関する漁業者その他の関係者との意見交換を踏まえることとする。</u>	第 3 特定水産資源及びその管理年度 1 特定水産資源 (1) 特定水産資源は、漁獲量が多い水産資源を中心に、その資源評価の進捗状況を踏まえて、順次検討を開始し、漁業者その他の関係者との意見交換を踏まえて、指定していくものとする。 (2) (略) (新設)

【変更事項 3】資源再建計画の策定方法を定めた「別紙 1」における資源再建計画の期間及び暫定管理基準値に係る規定の変更について

1 変更の趣旨

- (1) 資源管理基本方針の第 2 の 3 の規定に基づき、資源評価の結果、資源水準の値が限界管理基準値を下回る状態にあることが判明した水産資源については、当該資源水準の値が判明した管理年度の末日から 2 年以内に、当該資源水準の値を原則として 10 年以内に目標管理基準値まで回復させるための計画（以下「資源再建計画」という。）を定めることとされている。
- (2) 関連して、資源管理基本方針別紙 1 の 2（資源再建計画の期間及び暫定管理基準値）では、以下が規定されている。
- ① 資源再建計画の期間は、原則として 10 年を超えないものとする。
 - ② ただし、いかなる措置を講じても、当該水産資源の資源水準の値が 10 年以内に目標管理基準値を上回る値まで回復する見込みがない場合には、当該水産資源の特性、当該水産資源に係る漁業の経営その他の事情を勘案して合理的と認められる範囲内で、10 年を超える期間を定めることができる。
 - ③ 上記ただし書の場合において、資源再建計画には、暫定的に 10 年を超えない期間ごとに回復させるべき目標となる資源水準の値（以下「暫定管理基準値」という。）を定める。
- (3) 他方で、上記（2）の規定については、以下のように、必ずしも適切ではないと認められる場合がある。
- ① 「いかなる措置を講じても、当該水産資源の資源水準の値が 10 年以内に目標管理基準値を上回る値まで回復する見込みがない場合」として、10 年を超える資源再建計画の期間を定めて暫定管理基準値を目指す管理と比べて、「当該水産資源の資源水準の値が 10 年以内に目標管理基準値を上回る値まで回復する見込み」があるとして講じる管理の方が、厳しくかつ長期にわたる禁漁など当該水産資源を利用する漁業の実態上現実的には実施が難しい内容が求められる。
 - ② 資源再建計画の策定時は「いかなる措置を講じても、当該水産資源の資源水準の値が 10 年以内に目標管理基準値を上回る値まで回復する見込みがない」資源状況であったものの、資源管理を進めて資源水準が一定程度回復した結果、「当該水産資源の資源水準の値が 10 年以内に目標管理基準値を上回る値まで回復する見込み」が出てくることになる。このような資源水準の回復を受けて、翌管理年度以降、資源水準の値を 10 年以内に 50 パーセント以上の確率で目標管理基準値を上回る値まで回復させることとすると、長期にわたる禁漁など当該水産資源を利用する漁業の実態上現実的には実施が難しい内容が求められる。
- (4) 以上から「別紙 1」の 2 について所要の変更を行う。

2 変更の内容

変更の内容は、以下のとおり（変更点は下線部）。

変更後	変更前
2 資源再建計画の期間及び暫定管理基準値 (1) 資源再建計画の期間は、原則として10年を超えないものとする。ただし、いかなる措置を講じても、当該水産資源の資源水準の値が10年以内に目標管理基準値を上回る値まで回復する見込みがない場合、又は10年以内に目標管理基準値を上回る値まで回復させることとする場合の管理措置の内容が、これまでの管理措置よりも著しく厳しくなる等、当該水産資源に係る漁業の経営その他の事情に鑑みて適切ではないと農林水産大臣が特に認める場合には、当該水産資源の特性、当該水産資源に係る漁業の経営その他の事情を勘案して合理的と認められる範囲内で、10年を超える期間を定めることができる。 (2)・(3) (略)	2 資源再建計画の期間及び暫定管理基準値 (1) 資源再建計画の期間は、原則として10年を超えないものとする。ただし、いかなる措置を講じても、当該水産資源の資源水準の値が10年以内に目標管理基準値を上回る値まで回復する見込みがない場合には、当該水産資源の特性、当該水産資源に係る漁業の経営その他の事情を勘案して合理的と認められる範囲内で、10年を超える期間を定めることができる。 (2)・(3) (略)

【変更事項 4】「別紙 2-1 くろまぐろ（小型魚）」及び「別紙 2-2 くろまぐろ（大型魚）」における資源管理の目標、漁獲シナリオ等の変更について

1 変更の趣旨

- （1）令和 6 年に I S C（太平洋まぐろ類国際科学小委員会）が行った最新の太平洋くろまぐろの資源評価において、平成 29（2017）年に暫定回復目標（歴史的中間値）、令和 3（2021）年に次期回復目標（60%以上の確率で親魚資源量を初期資源量の 20%まで回復させる）を達成したことが確認されたことを受け、W C P F C（中西部太平洋まぐろ類委員会）年次会合の漁獲制御ルールを踏まえ、資源管理の目標及び漁獲シナリオを変更する。
- （2）また、資源管理基本方針の別紙 2 に特定水産資源として「くろまぐろ（東部太平洋条約海域）」を新たに追加する予定であり、当該特定水産資源との区別を明確にするため、「別紙 2-1 くろまぐろ（小型魚）」及び「別紙 2-2 くろまぐろ（大型魚）」の特定水産資源の定義を変更する。

2 変更の内容

変更の内容は、別添 1 のとおり。

【変更事項5】「別紙2-1 くろまぐろ（小型魚）」及び「別紙2-2 くろまぐろ（大型魚）」について、大中型まき網漁業における漁獲量等の報告に係る期限の起算日の明確化について

1 変更の趣旨

- (1) 資源管理基本方針の「別紙2-1 くろまぐろ（小型魚）」及び「別紙2-2 くろまぐろ（大型魚）」では、それぞれ大臣管理区分の1つとして①「くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業」、②「くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）」及び③「くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）」が設定されている。
- (2) これらの管理区分における漁獲量等の報告に係る期限の起算日について、管理区分③においては「陸揚げした日（養殖仕向けの場合は、いけすへ活け込みをした日）」と、養殖仕向けの場合における起算日がいつとなるのかについて明記されているが、管理区分①及び②においては、単に「陸揚げした日」と規定されている。
- (3) これら3つの管理区分の規定は同じ大中型まき網漁業に関するものであり、いずれも養殖仕向けの漁獲実態があることから、養殖仕向けの漁獲があった際は同様にいけすへ活け込みをした日を漁獲量等の報告の起算日とする運用をしてきたことから、従来の運用に合わせつつ規定を明確化する観点から、上記①及び②の管理区分においても、③と同様の規定に改正する。

2 変更の内容

変更の内容は以下のとおり（変更点は下線部）。

変更箇所	変更後	変更前
別紙2-1、第5の1(2)②	② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。 ア 略	② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。 ア 略
別紙2-2、第5の1(2)②	陸揚げした日（ <u>養殖仕向けの場合は、いけすへ活け込みをした日</u> ）からその属する月の翌月の10日まで イ 略 陸揚げした日（ <u>養殖仕向けの場合は、いけすへ活け込みをした日</u> ）から3日以内（略）	陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで イ 略 陸揚げした日から3日以内（略）

【変更事項6】「別紙2-1 くろまぐろ（小型魚）」及び「別紙2-2 くろまぐろ（大型魚）」におけるかじき等流し網漁業等の漁獲割当割合の設定基準の改正について

1 変更の趣旨

「別紙2-1 くろまぐろ（小型魚）」及び「別紙2-2 くろまぐろ（大型魚）」におけるかじき等流し網漁業等に係る規定について、漁獲割当割合の設定基準に関する改正を行う。

2 変更の内容

（1）申請された漁獲割当割合の合計が100%を超えた場合の設定基準の改正

漁獲可能量による管理を行う特定水産資源の「別紙2-1 くろまぐろ（小型魚）」及び「別紙2-2 くろまぐろ（大型魚）」のうちかじき等流し網漁業等については、漁獲割当てによる管理を行っている。

現在、漁獲割当割合の設定基準において、申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100%を超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前々管理年度12月末日までの3年間をいう。）におけるくろまぐろ（小型魚）又はくろまぐろ（大型魚）の漁獲量（流し網を使用したものに限り、当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。）に応じて按分して得た割合及び船舶の数を基礎とし、以下の基準に従って漁獲割当割合を設定している。

【申請された漁獲割当割合の合計が100%を超えた場合の設定基準】

次の（ア）又は（イ）のいずれか低い方の割合を漁獲割当割合として設定する。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

（ア）（a）及び（b）を合計した割合（小数点第5位以下を切捨てたものとする。）

（a）30パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が0パーセントであった船舶を除く。）の総数で除することにより得た割合

（b）70パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が0パーセントであった船舶を除く。）ごとの基準期間におけるくろまぐろ（小型魚）（又はくろまぐろ（大型魚））の漁獲量に応じて按分して得た割合

（イ）申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合

このとき、「申請のあった船舶の総数で除することにより得た割合」と「基準期間におけるくろまぐろの漁獲量に応じて按分して得た割合」について、現行の基準ではそれぞれ30%と70%となっているが、より過去の漁獲実績に対応した漁獲割当割合の設定基準とすることで漁獲割当ての有効活用を図るため、それぞれ10%と90%とすることとする。

(2) 基準期間における漁獲量の規定に係る改正

(1) の基準により漁獲割当割合を設定する場合において、他の特定水産資源に係る漁獲割当てによる管理を行う管理区分においては試験操業における漁獲実績を勘案する規定となっているところ、当該管理区分においても、試験操業期間中の漁獲量を漁獲割当割合の設定に当り勘案するため、必要な文言を追加する。

【変更事項 7】「別紙 2-2 くろまぐろ（大型魚）」における大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）の漁獲可能期間及び漁獲割当割合の設定基準の改正について

1 変更の趣旨

- (1) 資源管理基本方針の「別紙 2-2 くろまぐろ（大型魚）」のうち「くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）」においては、漁獲可能期間が「5月15日から同年7月末日まで」と設定されているところ、近年の当該管理区分に係る海域において、くろまぐろの来遊時期が早期化している実態があることから、当該資源に係る漁獲可能量を有効活用する観点から、これを「5月1日から同年7月25日まで」へと改正するとともに、その他所要の改正を行う。
- (2) また、同管理区分においては、申請された漁獲割当割合の合計が100%を超えた場合においては、申請のあった船舶の過去の漁獲量等を勘案して漁獲割当割合を設定することとなっているが、この場合に勘案すべき漁獲量として、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）に基づく漁業の許可又は起業の認可に係る船舶の許可期間における漁獲量を勘案する規定とはなっているものの、もうかる漁業創設支援事業及びがんばる漁業復興支援事業等を利用して行う試験操業中の漁獲実績を勘案する規定とはなっていない。
- (3) 他の特定水産資源に係る漁獲割当てによる管理を行う管理区分においては試験操業における漁獲実績を勘案する規定となっているところ、当該管理区分においても、試験操業期間中の漁獲量を漁獲割当割合の設定に当り勘案するため、必要な文言を追加する。

2 変更の内容

変更の内容は以下のとおり（※変更点は下線部）。

変更箇所	変更後	変更前
別紙 2-2、第 5 の 5 (1) ③	③ 漁獲可能期間 <u>5月1日</u> から同年 <u>7月25日</u> まで	③ 漁獲可能期間 <u>5月15日</u> から同年 <u>7月末日</u> まで
別紙 2-2、第 5 の 5 (2) ④エ	(ウ) 当該船舶によりまき網を使用して <u>収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善又は漁業の復興を目的に試験操業を行うことについて農林水産大臣の許可を受けたものである場合であって、当該試験操業が基準期間中に開始されたものである場合 当該試験操業の開始の日以降の当該船舶の基準期間のうち各年の5月1日から翌年7月25日（令和6管理年度以前の年においては5月15日から7月末日）までの</u>	(新設)

	<u>期間の(1)①の水域におけるくろまぐろ</u> <u>(大型魚)の漁獲量及び当該試験操業</u> <u>を行うに当たり受けた法第45条第2号</u> <u>又は第3号の規定による大中型まき網</u> <u>漁業の起業の認可の日前の当該起業の</u> <u>認可を受けるに際し見合いとした許可</u> <u>に係る許可番号と同一の許可番号を有</u> <u>する船舶の基準期間のうち各年の5月</u> <u>1日から7月25日(令和6管理年度以</u> <u>前の年においては5月15日から7月末</u> <u>日)までの期間の(1)①の水域における</u> <u>くろまぐろ(大型魚)の漁獲量の合計</u> <u>値</u>	
--	--	--

【変更事項 8】「別紙 2－2　くろまぐろ（大型魚）」、「別紙 2－6　まいわし太平洋系群」及び「別紙 2－15　まさば及びごまさば太平洋系群」における大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）の漁獲割当割合設定者の資格に係る規定の改正について

「別紙 2－2　くろまぐろ（大型魚）」におけるくろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）、「別紙 2－6　まいわし太平洋系群」におけるまいわし太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）及び「別紙 2－15　まさば及びごまさば太平洋系群」におけるまさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）においては、法第17条第4項の規定に基づき、漁獲割当割合設定者の資格について定められている。

今般、他漁業種類と記載を統一し、表現を適正化するため、当該規定から「収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善若しくは漁業の復興を目的に試験操業を行うことについて農林水産大臣の確認を受けた者」を対象とする記載を削除する。

【変更事項 9】「別紙 2－12　するめいか」における資源管理の目標、漁獲シナリオ等の変更及び「別紙 4－3　するめいか」における資源再建計画の内容の変更について

1　変更の趣旨

- (1) 特定水産資源であるするめいかについては、資源管理の目標や漁獲シナリオを含む資源管理方針が、資源管理基本方針「別紙 2－12」に規定されているほか、資源管理基本方針「別紙 4－3」に、「別紙 2－12」の内容も踏まえた資源再建計画が規定されている。
- (2) 資源管理基本方針の本則の第 9 の規定により、「農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、資源管理基本方針についての検討を、当該資源管理基本方針に記載されているそれぞれの水産資源についておおむね 5 年ごとに行い、必要があると認めるときは、これを変更する」こととされている。
- (3) するめいかについては、今年度、資源管理基本方針の本則の第 8 の 1 に規定されている「資源管理の方針に関する検討会」が開催され、最新の資源評価に基づく資源管理の目標の案及び漁獲シナリオの案等について議論し、
- ① 資源管理の目標として、
 - ・ 研究機関から提案された目標管理基準値等のほか、
 - ・ 資源再建計画の下、資源管理基本方針「別紙 1」（資源再建計画の策定方法）の 2 に規定される暫定管理基準値を定め、当該暫定管理基準値として限界管理基準値を用いること
 - ② 10 年後に回復させるべき目標として暫定管理基準値を用いた漁獲シナリオを選択すること
 - ③ 当該管理年度の加入量の予測値よりも良好な加入が発生していると判断する場合には、速やかに漁獲可能量の変更に係る手続を行うこと
 - ④ 資源管理の目標及び漁獲シナリオは、遅くとも 3 年後に見直しを行うこと等が取りまとめられたところ。
- (4) 上記「資源管理の方針に関する検討会」の取りまとめ結果を踏まえ、「別紙 2－12」及び「別紙 4－3」の関連する規定について、所要の変更を行う。

2　変更の内容

変更の内容は、別添 2 のとおり。

【変更事項 10】「ぶり」及び「くろまぐろ（東部太平洋条約海域）」の特定水産資源への追加について

「ぶり」については、本則の第 8 の 1 に規定されている「資源管理の方針に関する検討会」での資源管理の目標の案及び漁獲シナリオの案等の検討及び取りまとめを踏まえ、また、「くろまぐろ（東部太平洋条約海域）」については、当該資源を管理する国際的な枠組みにおける決定を踏まえて、T A C 管理の開始に向けて資源管理基本方針の別紙 2 に新たに追加する。

別紙 2 の内容の概要は別添 3 のとおり。

【変更事項 11】「別紙 3－32 まだい日本海西部・東シナ海系群」の削除について

まだい日本海西部・東シナ海系群について、新たに特定水産資源に指定され、「別紙 2－50 まだい日本海西部・東シナ海系群」が規定されたことに伴い、「別紙 3－32 まだ
い日本海西部・東シナ海系群」を削除する。

変更後	変更前
(別紙2-1 くろまぐろ (小型魚)) 第1 特定水産資源 特定水産資源の名称 くろまぐろ (小型魚) 特定水産資源の定義 くろまぐろのうち、<u>中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。)</u>第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。)において採捕されるものであって、30キログラム未満のものをいう。以下この別紙において同じ。 第2 (略) 第3 資源管理の目標 中西部太平洋まぐろ類委員会(以下この別紙において「WCPFC」という。)での合意を考慮し、若齢魚の資源への加入水準が平均的であり、かつ、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の20パーセントとする。 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> 第4 漁獲シナリオ <u>少なくとも60パーセントの確率で、第3の資源管理の目標を上回る状態を維持する。</u> 第5～第9 (略)	(別紙2-1 くろまぐろ (小型魚)) 第1 特定水産資源 特定水産資源の名称 くろまぐろ (小型魚) 特定水産資源の定義 くろまぐろのうち、30キログラム未満のものをいう。以下この別紙において同じ。 第2 (略) 第3 資源管理の目標 中西部太平洋まぐろ類委員会(以下この別紙において「WCPFC」という。)での合意に従い、以下のとおりとする。 1 暫定回復目標 <u>歴史的中間値(昭和27年(1952年)から平成26年(2014年)までの親魚資源量の中間値をいう。)</u> 2 次期回復目標 <u>若齢魚の資源への加入水準が平均的であり、かつ、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の20パーセント</u> 第4 漁獲シナリオ 1 暫定回復目標に係る漁獲シナリオ <u>親魚資源量を令和6年(2024年)までに、少なくとも60パーセントの確率で第3の1の暫定回復目標まで回復させる。</u> 2 次期回復目標に係る漁獲シナリオ <u>親魚資源量を令和16年(2034年)又は暫定回復目標達成10年後のうちいずれか早い方までに、少なくとも60パーセントの確率で、第3の2の次期回復目標まで回復させる。</u> 第5～第9 (略)

17

変更後	変更前
(別紙2-2 くろまぐろ (大型魚)) 第1 特定水産資源 特定水産資源の名称 くろまぐろ (大型魚) 特定水産資源の定義 くろまぐろのうち、<u>中西部太平洋条約海域(許可省令第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。)</u>において採捕されるものであって、30キログラム以上のものをいう。以下この別紙において同じ。 第2 (略) 第3 資源管理の目標 中西部太平洋まぐろ類委員会(以下この別紙において「WCPFC」という。)での合意を考慮し、若齢魚の資源への加入水準が平均的であり、かつ、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の20パーセントとする。 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> 第4 漁獲シナリオ <u>少なくとも60パーセントの確率で、第3の資源管理の目標を上回る状態を維持する。</u> 第5～第9 (略)	(別紙2-2 くろまぐろ (大型魚)) 第1 特定水産資源 特定水産資源の名称 くろまぐろ (大型魚) 特定水産資源の定義 くろまぐろのうち、30キログラム以上のものをいう。以下この別紙において同じ。 第2 (略) 第3 資源管理の目標 中西部太平洋まぐろ類委員会(以下この別紙において「WCPFC」という。)での合意に従い、以下のとおりとする。 1 暫定回復目標 <u>歴史的中間値(昭和27年(1952年)から平成26年(2014年)までの親魚資源量の中間値をいう。)</u> 2 次期回復目標 <u>若齢魚の資源への加入水準が平均的であり、かつ、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の20パーセント</u> 第4 漁獲シナリオ 1 暫定回復目標に係る漁獲シナリオ <u>親魚資源量を令和6年(2024年)までに、少なくとも60パーセントの確率で第3の1の暫定回復目標まで回復させる。</u> 2 次期回復目標に係る漁獲シナリオ <u>親魚資源量を令和16年(2034年)又は暫定回復目標達成10年後のうちいずれか早い方までに、少なくとも60パーセントの確率で、第3の2の次期回復目標まで回復させる。</u> 第5～第9 (略)

18

(別添 2)

変更箇所	変更後	変更前
(別紙 2-12 するめいか)		
第 3 資源管理の目標	当該特定水産資源は、周年にわたり再生産が行われているが、特に秋季及び冬季に発生する群れの資源量が卓越していることから、従来から、秋季発生系群及び冬季発生系群の 2 系群に分けて資源評価が行われている。両系群の産卵場のかなりの部分は重複しているほか、両系群の分布域及び分布時期も広く重複があり、系群別に、即座に正確な仕分けを行うことが困難であること等を踏まえ、当面の間は一体として管理することが妥当である。 (略)	当該特定水産資源は、周年にわたり再生産が行われているが、特に秋季及び冬季に発生する群れの資源量が卓越していることから、従来から、秋季発生系群及び冬季発生系群の 2 系群に分けて資源評価が行われている。両系群の産卵場のかなりの部分は重複しており、両系群の分布域及び分布時期も広く重複があるため、一体として管理することにより、いずれか一方の系群への漁獲圧力の著しい増大につながるものではないと考えられる。 (略)
第 3 の 1 目標管理基準値	(1) するめいかのうち資源評価において秋季発生系群として扱われたもの(以下この別紙において「するめいか秋季発生系群」という。) 255 千トン(最大持続生産量を達成するために必要な親魚量) (2) するめいかのうち資源評価において冬季発生系群として扱われたもの(以下この別紙において「するめいか冬季発生系群」という。) 255 千トン(最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)	(1) するめいかのうち資源評価において秋季発生系群として扱われたもの(以下この別紙において「するめいか秋季発生系群」という。) 329 千トン(最大持続生産量を達成するために必要な親魚量) (2) するめいかのうち資源評価において冬季発生系群として扱われたもの(以下この別紙において「するめいか冬季発生系群」という。) 234 千トン(最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)
第 3 の 2 限界管理基準値	(1) するめいか秋季発生系群 123 千トン(最大持続生産量の 80 パーセントを達成するために必要な親魚量) (2) するめいか冬季発生系群 145 千トン(最大持続生産量の 85 パーセントを達成するために必要な親魚量)	(1) するめいか秋季発生系群 189 千トン(最大持続生産量の 75 パーセントを達成するために必要な親魚量) (2) するめいか冬季発生系群 132 千トン(最大持続生産量の 85 パーセントを達成するために必要な親魚量)
第 3 の 3 暫定管理基準値	(1) <u>するめいか秋季発生系群 限界管理基準値である 123 千トン</u> (2) <u>するめいか冬季発生系群 限界管理基準値である 145 千トン</u>	(新設)
第 3 の 4	(1) するめいか秋季発生系群 9 千トン(最大持続生産量の 10 パ	(1) するめいか秋季発生系群 30 千トン(最大持続生産量の 15

禁漁水準値	一セントを達成するために必要な親魚量) (2) するめいか冬季発生系群 16 千トン(最大持続生産量の 15 パーセントを達成するために必要な親魚量)	パーセントを達成するために必要な親魚量) (2) するめいか冬季発生系群 14 千トン(最大持続生産量の 15 パーセントを達成するために必要な親魚量)
第 4 の 1 暫定管理基準値に係る漁獲シナリオ	(1) <u>するめいか秋季発生系群 令和 6 年(2024 年)の資源評価に基づき、親魚量が令和 16 年(2034 年)に、少なくとも 50 パーセントの確率で、暫定管理基準値を上回る状態を維持するよう、漁獲圧力を調整する。</u> (2) <u>するめいか冬季発生系群 令和 6 年(2024 年)の資源評価に基づき、親魚量が令和 16 年(2034 年)に、少なくとも 50 パーセントの確率で、暫定管理基準値を上回る状態を維持するよう、漁獲圧力を調整する。</u>	(新設)
第 4 の 2 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ	親魚量が令和 26 年(2044 年)に、少なくとも 50 パーセントの確率で、目標管理基準値を上回るよう、資源再建計画の達成状況等を踏まえて、漁獲シナリオの検討を進める。	(1) するめいか秋季発生系群 令和 3 年(2021 年)の資源評価に基づき、親魚量が令和 13 年(2031 年)に、少なくとも 50 パーセントの確率で、第 3 の 1(1)の目標管理基準値を上回る状態を維持するよう、漁獲圧力を調整する。 (2) するめいか冬季発生系群 令和 3 年(2021 年)の資源評価に基づき、親魚量が令和 13 年(2031 年)に、少なくとも 50 パーセントの確率で、第 3 の 2(1)目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。
限界管理基準値に係る漁獲シナリオ	(削除)	(1) するめいか秋季発生系群 令和 3 年(2021 年)の資源評価に基づき、親魚量が令和 8 年(2026 年)に、少なくとも 50 パーセントの確率で、第 3 の 2(1)の限界管理基準値を上回る状態を維持するよう、漁獲圧力を調整する。 (2) するめいか冬季発生系群 令和 3 年(2021 年)の資源評価に基づき、親魚量が令和 8 年(2026 年)に、少なくとも 50 パーセントの確率で、第 3 の 2(2)の限界管理基準値を上回るよう、

		漁獲圧力を調整する。
第4の3 漁獲圧力	(1) (略) ① 親魚量の値が限界管理基準値以上の場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に <u>0.65</u> を乗じた値とする。 ②・③ (略) (2) (略) ① 親魚量の値が限界管理基準値以上の場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に <u>0.5</u> を乗じた値とする。 ②・③ (略)	(1) (略) ① 親魚量の値が限界管理基準値以上の場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に <u>0.4</u> を乗じた値とする。 ②・③ (略) (2) (略) ① 親魚量の値が限界管理基準値以上の場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に <u>0.45</u> を乗じた値とする。 ②・③ (略)
第4の4 漁獲可能量の算 定方法	漁獲可能量は、我が国の生物学的許容漁獲量を超えない量とする。我が国の生物学的許容漁獲量は、水域全体の生物学的許容漁獲量から、外国による漁獲に係るものを除いた値とし、具体的には、令和7年(2025年)から令和9年(2027年)までは、次の(1)及び(2)に掲げる値の合計値に0.6を乗じた値とする。ただし、農林水産大臣は、最新の資源調査の結果や漁獲状況、利用可能な水産機構の助言等を踏まえ、当該管理年度の資源量の算出に用いられた当該管理年度の加入量の予測値よりも良好な加入が発生していると判断する場合には、速やかに漁獲可能量の変更に係る手続を行う。 (1) するめいか秋季発生系群 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、3(1)の漁獲圧力を乗じた値 (2) するめいか冬季発生系群 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、3(2)の漁獲圧力を乗じた値	漁獲可能量は、我が国の生物学的許容漁獲量を超えない量とする。我が国の生物学的許容漁獲量は、水域全体の生物学的許容漁獲量から、外国による漁獲に係るものを除いた値とし、具体的には、令和4年(2022年)から令和6年(2024年)までは、次の(1)及び(2)に掲げる値の合計値に0.6を乗じた値とする。 (1) するめいか秋季発生系群 令和3年(2021年)の資源評価において示される令和4年(2022年)の資源量に、3(1)の漁獲圧力を乗じた値 (2) するめいか冬季発生系群 令和3年(2021年)の資源評価において示される令和4年(2022年)の資源量に、3(2)の漁獲圧力を乗じた値
第6の1(1)	漁獲可能量を、令和3年(2021年)から令和5年(2023年)ま	漁獲可能量を、平成30年(2018年)から令和2年(2020年)

都道府県及び大臣管理区分への配分の基準	での漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。	までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。
第6の1(3) 漁獲割当てによる管理を行う都道府県及び大臣管理区分への上乗せ配分	一定の漁獲可能量を船舶ごとに割り当てることにより資源管理の実効性を担保しつつ計画的な操業を可能とする漁獲割当ての利点を損なわないようにするため、都道府県のうち漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分及び漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分については、当初の配分において、次の①に掲げる都道府県又は②に掲げる大臣管理区分に対して、国の留保をそれぞれ当該①又は②に定める比率を用いて比例配分することにより算出した数量の50パーセントを、それぞれ上乗せして配分する。この場合において、上乗せして配分した大臣管理区分については、4の国の留保からの配分は、行わない。なお、令和7管理年度から令和9管理年度においては、本規定は適用しない。 ①・② (略)	一定の漁獲可能量を船舶ごとに割り当てることにより資源管理の実効性を担保しつつ計画的な操業を可能とする漁獲割当ての利点を損なわないようにするため、都道府県のうち漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分及び漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分については、当初の配分において、次の①に掲げる都道府県又は②に掲げる大臣管理区分に対して、国の留保をそれぞれ当該①又は②に定める比率を用いて比例配分することにより算出した数量の50パーセントを、それぞれ上乗せして配分する。この場合において、上乗せして配分した大臣管理区分については、4の国の留保からの配分は、行わない。なお、令和6管理年度においては、本規定は適用しない。 ①・② (略)
備考：第6の4に規定する「国の留保からの配分について」の内容については、大臣管理区分及び配分数量を明示する都道府県管理区分の関係者との調整を踏まえて、令和6年度中に変更する。		
(別紙4-3 するめいか)		
第1 対象となる特定水産資源	するめいか	するめいか(別紙2-12第3の1(2)に規定するするめいか冬季発生系群に限る。)
第2 資源再建計画の期間	令和7管理年度から令和26管理年度まで	令和5管理年度から令和14管理年度まで
第3 暫定管理基準値	(1) 別紙2-12の第3の資源管理の目標に定めたとおり、暫定管理基準値は、限界管理基準値である次の①及び②に掲げる値と	(新設)

	する。 ① <u>するめいか秋季発生系群 123 千トン</u> ② <u>するめいか冬季発生系群 145 千トン</u> ② <u>別紙 2-12 の第 4 の漁獲シナリオに定めるとおり、暫定管理基準値達成年度は令和 16 年（2034 年）とし、当該年に資源水準の値が暫定管理基準値を上回る確率は、50 パーセントとする。</u>	
第 5 資源再建計画の 検証の方法	1 資源再建計画の達成状況の検証は、資源再建計画の策定から <u>2 年ごとに資源評価に基づき行うこととし、水産庁は、その結果を、資源評価を行う研究機関、関係漁業者等が参加する会議（するめいかに係る本則第 8 の 1 の資源管理の方針に関する検討会又は T A C 設定に関する意見交換会（漁獲可能量の設定に際し漁業者、加工流通業者等を対象に行う意見交換会をいう。））において説明し、参加者間で議論を行う。</u> 2 （略）	1 資源再建計画の達成状況の検証は、令和 6 管理年度に開催される本則第 8 の 1 の資源管理の方針に関する検討会において、<u>最新の資源評価に基づき行うこととする。</u> 2 （略）
第 6 その他	1 資源再建計画の期間が満了する前に、<u>するめいか秋季発生系群及びするめいか冬季発生系群の資源水準の値が目標管理基準値を 2 管理年度連続して上回っていることが判明した場合には、判明した管理年度の末日をもってこの資源再建計画は終了する。</u> 2 <u>農林水産大臣は、資源再建計画の期間が満了する前に、するめいか秋季発生系群又はするめいか冬季発生系群のいずれかの資源水準の値が、目標管理基準値を 2 管理年度連続して上回っていることが判明した場合には、判明した管理年度の末日をもって、当該系群を資源再建計画の対象から削除するために必要な変更を行う。</u>	1 資源再建計画の期間が満了する前に、資源水準の値が目標管理基準値を 2 管理年度連続して上回っていることが判明した場合には、判明した管理年度の末日をもってこの資源再建計画は終了する。 （新設）

	3 <u>農林水産大臣は、検証の時期にかかわらず、親魚量が別紙 2-12 の第 3 の 4 に定める禁漁水準値を下回っていることが判明した場合には、別紙 2-12 の規定に基づき、必要な措置を講ずることとする。</u>	2 <u>検証の時期にかかわらず、親魚量が禁漁水準（最大持続生産量の 15 パーセントが得られる親魚量）を下回っていることが判明した場合には、別紙 2-12 の規定に基づき、必要な措置を講ずることとする。</u>
--	--	---

	別紙 2-51 ぶり (ステップアップ管理対象資源)
特定水産資源	ぶり
管理年度	大臣管理区分、各都道府県ごとに、① 4 月 1 日から翌年 3 月末日まで、② 7 月 1 日から翌年 6 月末日まで、のいずれかにおいて、ステップ 1 の管理を行う。
目標管理基準値	222 千トン (最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)
暫定目標管理基準値	179 千トン (目標管理基準値等の算定に用いられている再生産関係において加入量が最大となる親魚量)
限界管理基準値	69 千トン (最大持続生産量の 60 パーセントを達成するために必要な親魚量)
禁漁水準値	9 千トン (最大持続生産量の 10 パーセントが得られる親魚量)
漁獲シナリオ	親魚量が令和 17 年度 (2035 年度) に、少なくとも 50 パーセントの確率で、暫定目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力は、限界管理基準値を上回っている場合には、暫定目標管理基準値を達成する漁獲圧力の水準に 0.95 を乗じた値とする。
大臣管理区分 1 (ぶり大中型まき網漁業)	① 大中型まき網漁業の許可に係る操業区域 (太平洋中央海区及びインド洋海区並びに外国の領海及び排他的経済水域 (大韓民国にあっては許可省令別表第 5 の 11 の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の 12 の項の上欄に掲げる区域) を除く。) ② 大中型まき網漁業 (許可省令第 2 条第 7 号に掲げる漁業をいう。) ③ 周年 (管理年度② 7 月 1 日から翌年 6 月末日まで) ④ 漁獲量の総量の管理

大臣管理区分 2 (ぶりその他大臣許可漁業)	① 当該漁業の許可に係る操業区域のうち太平洋の海域 (外国の領海及び排他的経済水域 (ロシア連邦にあっては許可省令別表第 5 の 9 の項の上欄に掲げる区域、大韓民国にあっては同表の 11 の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の 12 の項の上欄に掲げる区域) を除く。) ② 大臣許可漁業のうち、大中型まき網漁業を除いたもの ③ 周年 (管理年度② 7 月 1 日から翌年 6 月末日まで) ④ 現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理
都道府県	(管理年度① 4 月 1 日から翌年 3 月末日まで) 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県 (管理年度② 7 月 1 日から翌年 6 月末日まで) 北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県
TAC の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等	ステップ 2 の管理を開始する際に定める。
報告期限	陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで
TAC による管理以外の手法	資源管理協定の締結促進
その他	● ステップ 2 は、令和 8 管理年度から開始することを想定し、その上で、令和 9 管理年度中にステップ 1 及びステップ 2 の管理の取組内容について十分な進展があった場合に、令和 10 管理年度からステップ 3 を開始することを目指す。 ● 当該特定水産資源の特性、利用する漁業の実態その他の事情を勘案した、資源の有効利用を確保するための管理年度途中の漁獲可能量を調整する措置等に係る規定について、水産機構等の助言を基に検討を行い、ステップ 3 の開始までに結論を得る。 ● 養殖用種苗 (モジャコ) について、TAC 管理と並行して、ぶり養殖関係県担当者会議における合意に基づく採捕計画の範囲内で管理を行う。

	別紙 2-52 くろまぐろ（東部太平洋条約海域）
特定水産資源	くろまぐろ（東部太平洋条約海域） ※くろまぐろのうち、東部太平洋条約海域において採捕されるものをいう。
管理年度	1 月 1 日から同年 12 月末日まで
資源管理の目標	全米熱帯まぐろ類委員会の合意を考慮し、若齢魚の資源への加入水準が平均的であり、かつ、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の 20 パーセントとする。
漁獲シナリオ	少なくとも 60 パーセントの確率で、資源管理の目標を上回る状態を維持する。
大臣管理区分 （くろまぐろ（東部太平洋条約海域）かつお・まぐろ漁業）	①東部太平洋条約海域 ②かつお・まぐろ漁業（許可省令第 2 条第 12 号に掲げる漁業をいう。） ③周年 ④漁獲量の総量の管理
TAC の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等	管理年度の前年 12 月末日までの我が国漁獲量、国際交渉で必要となる数量等を勘案して国の留保枠を設定し、残りの全量を大臣管理区分に配分する。
報告期限	●毎月を「1 日から 10 日まで」、「11 日から 20 日まで」、「21 日からその月の末日まで」の期間に分け、それぞれの期間に採捕した数量を当該期間の終了した日から 10 日以内に報告する。 ●漁業法第 31 条に基づく漁獲量等の公表後にあっては、採捕した日の翌日までに報告する。
TAC による管理以外の手法	資源管理協定の締結促進
その他	法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分における漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の 70 パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

資源管理基本方針の一部を変更する告示案について
（（くろまぐろ（東部太平洋条約海域））の追加）

令和 7 年 2 月
水産庁国際課

1 趣旨

- （1）千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約（平成21年条約第10号）第3条に規定する水域（以下「東部太平洋条約海域」という。）については、同条約第1条に規定する全米熱帯まぐろ類委員会（以下「IATTC」という。）において、かつお・まぐろ類等の高度回遊性魚類資源の保存管理に必要な措置が採択されており、我が国を含む IATTC の構成国及び協力的非構成国は、それらを遵守するために必要な対応を行うことが求められている。
- （2）これまで、東部太平洋条約海域において我が国漁船によるくろまぐろの漁獲は認められていなかったが、くろまぐろの資源状況等を踏まえ、令和6年9月に開催された IATTC 年次会合で採択された保存管理措置において、我が国漁船についても年間10トンを超えない範囲でのくろまぐろの漁獲が認められることとなった。
- （3）当該保存管理措置の遵守のため、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）に基づく漁獲量の報告（第30条）、採捕停止命令（第33条）など、過剰な漁獲に対して法的な対応が可能となるよう、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）において東部太平洋条約海域のくろまぐろにかかる資源管理方針を新たに定めるとともに、既存の関係、規定について、所要の変更を行う。

2 概要

- ・ 特定水産資源の追加及び大臣管理区分の設定

資源管理基本方針別紙 2-52において、「くろまぐろ（東部太平洋条約海域）」を新設し、管理年度、資源管理の目標、漁獲シナリオ、大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等について定める。

【全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）】

RESOLUTION C-24-02

MEASURES FOR THE CONSERVATION AND MANAGEMENT OF PACIFIC BLUEFIN
TUNA IN THE EASTERN PACIFIC OCEAN

(決議C-24-02)

(東太平洋における太平洋クロマグロの保全と管理のための措置)

(2024年9月)

【関連部分抜粋】

4. During 2025-2026, in the IATTC Convention Area, combined total commercial catches of Pacific bluefin tuna by all CPCs shall not exceed the catch limit of 12,585 metric tons. The biennial catch limits for each CPC are specified below in paragraph 5. Within each biennium, CPCs also shall not exceed a one-year maximum catch limit, as specified below in paragraph 5¹.

5.

	Mexico	United States
Biennial limit 2025-2026	10,763 t	1,822 t
One-year máximo for 2025-2026	6,296 t	1,285 t

- a. During 2025-2026, the United States may catch up to 1,822 metric tons for both years combined (biennial limit), and up to 1,285 metric tons in either year (one-year maximum). The catch limits for the United States will be subtracted and reserved from the total catch limits in paragraph 4 for the exclusive use of the United States.
- b. During 2025-2026, Mexico may catch up to 10,763 metric tons for both years combined (biennial limit), and up to 6,296 metric tons in either year (one-year maximum). The catch limits for Mexico will be subtracted and reserved from the total catch limits in paragraph 4 for the exclusive use of Mexico

¹ Notwithstanding paragraph 5, CPCs not referenced in paragraph 4 may catch Pacific bluefin tuna so long as their catch does not exceed 10 metric tons per year.

(仮訳)

4. 2025年から2026年の間、IATTC条約区域において、すべての加盟国による太平洋クロマグロの商業目的の漁獲の合計が、漁獲上限の12,585トンを超えてはならない。各加盟国の2年ごとの漁獲上限は、以下のパラグラフ5に明記されている。また、各2年間のうちそれぞれの1年間において、加盟国は、以下のパラグラフ5に定める1年間の最大漁獲上限を超えないものとする¹。

5.

	メキシコ	米国
2025-2026年の漁獲上限	10,763 t	1,822 t
2025-2026年の1年の最大漁獲上限	6,296 t	1,285 t

- a. 2025年から2026年の間、米国は、両年合わせて1,822トンまで（2年間の上限）とし、いずれの1年間に1,285トン（1年ごとの上限）漁獲することができる。米国の漁獲上限は、パラグラフ4の総漁獲上限から差し引かれ、米国による排他的使用のために留保される。
- b. 2025年から2026年の間、メキシコは、両年合わせて10,763トンまで（2年間の上限）、いずれの1年間に6,296トンまで（1年ごとの上限）を漁獲することができる。メキシコの漁獲上限は、パラグラフ4の総漁獲上限から差し引かれ、メキシコによる排他的使用のために留保される。

¹ パラグラフ5にかかわらず、パラグラフ4に言及されていない構成国及び協力的非構成国は、その漁獲量が年間10トンを超えない限り、太平洋クロマグロを漁獲することができる。

【全米熱帯まぐろ類委員会 (IATTC) 】

RESOLUTION C-23-01

AMENDMENT TO RESOLUTION C-21-01 ON A LONG-TERM MANAGEMENT FRAMEWORK
FOR THE CONSERVATION AND MANAGEMENT OF PACIFIC BLUEFIN TUNA IN THE
EASTERN PACIFIC OCEAN

(決議C-23-01)

(東太平洋における太平洋クロマグロの保存と管理のための長期的管理枠組みに関する決議 C-21-01 の修正案)

(2023年8月)

【関連部分抜粋】

Rebuilding targets

1. The Commission recognizes that the management objective of the IATTC is to maintain or restore fish stocks at levels capable of producing MSY, and shall implement a provisional rebuilding plan in part by adopting: (1) an initial (first) rebuilding target of $SSB_{med,1952-2014}$ (the median point estimate for 1952-2014) to be achieved by 2024 with at least 60% probability; and (2) a second rebuilding target of $20\%SSB_{F=0}$ ¹ to be achieved within 10 years of reaching the initial rebuilding target or by 2034, whichever is earlier, with at least 60% probability.²

2.～3. (略)

4. The following harvest control rules shall be applied based on the results of stock assessments and SSB projections to be conducted by the ISC during the period from the year in which the stock has achieved the second rebuilding target of $20\%SSB_0$ to the year a long-term harvest strategy based on an MSE process is implemented.

a. (略)

- b. If the SSB projection indicates that SSB will be greater than $20\%SSB_0$ with a probability of 60%, management measures should be adjusted so long as any changes maintain SSB greater than $20\%SSB_0$ with a probability of 60%. For this purpose, the IATTC scientific staff is requested to collaborate with the ISC to provide information on possible management under which the stock is maintained above $20\%SSB_0$ with a probability of 60%.

c.～d. (略)

¹ 20% of the expected spawning stock biomass under average recruitment conditions without fishing. If $20\%SSB_{F=0}$ is considered inappropriate as the second rebuilding target, taking into account consideration from WCPFC, scientific advice from ISC, IATTC SAC or WCPFC SC, and the IATTC Scientific Staff, and socioeconomic factors, another objective may be established.

² However, if: (1) the SSB reaches the initial rebuilding target earlier than 2024; (2) ISC recommends a recruitment scenario lower than the average recruitment scenario; and (3) the SSB projections indicate that the second rebuilding target will not be achieved on this schedule, the deadline for rebuilding may be extended to 2034 at the latest.

(仮訳)

回復目標

1. 委員会は、IATTCの管理目標が、MSYを産出することができる水準で魚類資源を維持または回復させることであることを認識し、以下を採択することにより、部分的に暫定的な回復計画を実施するものとする：（１） $SSB_{med,1952-2014}$ （1952-2014年の中央値による点推定値）を2024年までに、少なくとも60%の確率で達成するという初期（第一次）回復目標、及び（２）20% $SSB_{F=0}$ ¹という第二次回復目標を、初期回復目標達成後10年以内又は2034年のいずれか早い方までに、少なくとも60%の確率で達成する。²

2～3. (略)

4. 以下の漁獲制御ルールは、資源が 20% SSB_0 の第二次回復目標を達成した年から、MSEプロセスに基づく長期漁獲戦略が実施される年までの期間に、ISCによって実施される資源評価と SSB予測の結果に基づいて適用される。
 - a. (略)
 - b. SSB予測が、60%を超える確率でSSBが20% SSB_0 を上回ることを示す場合、SSBが60%の確率で20% SSB_0 を上回ることを維持する限り、管理措置は調整されるべきである。この目的のため、IATTCの科学スタッフはISCと協力し、資源が60%の確率で20% SSB_0 以上を維持する、行いうる管理に関する情報の提供が求められる。
 - c～d. (略)

¹ 漁獲が無いと仮定した場合の平均的な加入条件下で予想される親魚資源量の20%。WCPFC、ISC、IATTC SAC または WCPFC SC、IATTC科学職員の科学的助言、社会経済的要因を考慮し、20% $SSB_{F=0}$ が第二次回復目標として不適切と考えられる場合は、別の目標を設定することができる。

² しかし、もし（１）SSBが2024年より早く第一次回復目標を達成し；（２）ISCが平均加入シナリオよりも低い加入シナリオを推奨し、かつ（３）SSB予測がこのスケジュールでは第二次回復目標が達成できないことを示す場合、回復措置期限は遅くとも2034年まで延長される可能性がある。

米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）
Inter-American Tropical Tuna Commission

1950年3月3日 発効
1970年7月1日 我が国効力発効
2010年8月27日 強化条約発効
事務局：ラホーヤ(アメリカ)

1 目的：

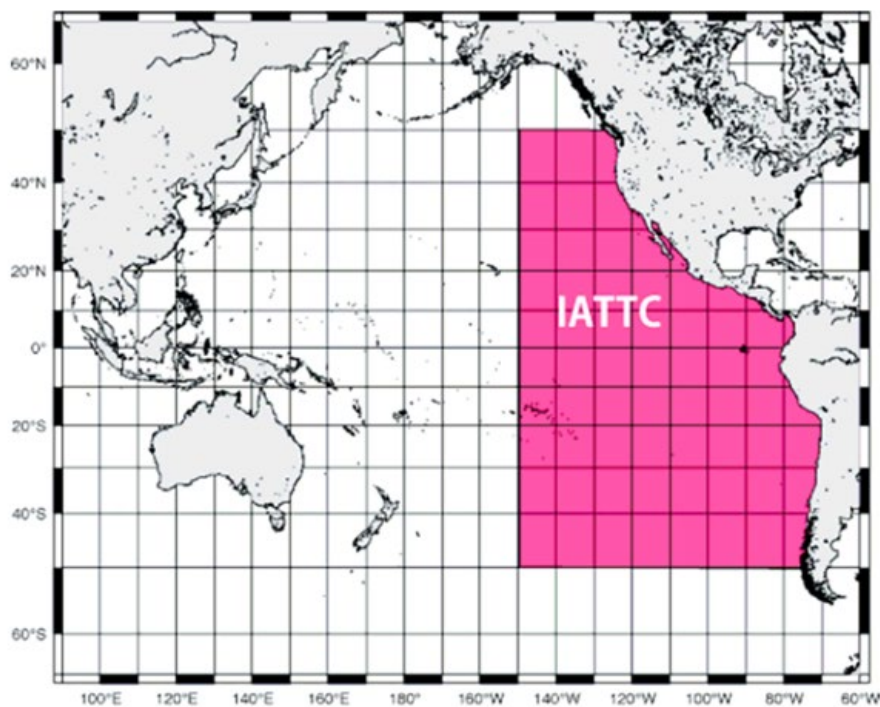
条約水域におけるかつお・まぐろ類等資源の長期的な保存及び持続的な利用の確保

2 現行条約：

アンティグア条約（Antigua Convention）

3 概要：

- (1) 締約国：21ヶ国
- (2) 協力的非締約国：5ヶ国
- (3) 対象水域：東部太平洋水域
- (4) 対象魚種：マグロ類（カツオ、マグロ、カジキ類）



【IATTC条約水域図】

太平洋クロマグロの詳細



- 英名及び学名

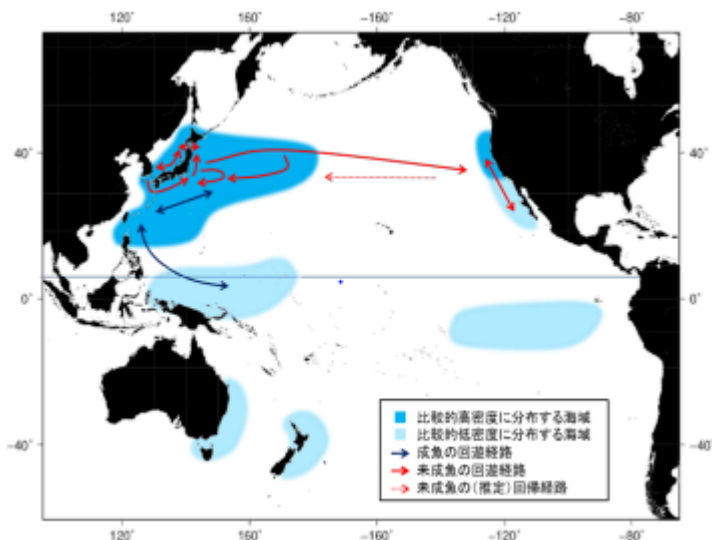
英名:[Pacific bluefin tuna]

学名:[*Thunnus orientalis*]

- 大きさ

最大体長は尾叉長（上顎の先端から尾鰭が二分する中央部の凹みの外縁まで）で 300cm

- 分布



- 利用・用途

刺身・すし等

- 漁業の特徴

我が国の沿岸域、太平洋の沖合域等で、様々な漁法で漁獲されている。我が国の沿岸域ではひき縄で小型魚が、定置網で小型魚と大型魚が漁獲され、沖合域ではまき網により夏季から秋季に小型魚と大型魚が漁獲されている。また、台湾東沖から奄美諸島周辺域 にかけては、春季に我が国や台湾のはえ縄で大型魚が漁獲されている。東シナ海から日本海南西部にかけては、1990 年以降、我が国と韓国のまき網による小型魚の漁獲が増加した。東部太平洋ではメキシコがまき網で漁獲しており、養殖種苗となっている。米国では主に遊魚の対象として多く漁獲されている。

直近 5 年間の東部太平洋条約海域における太平洋クロマグロの漁獲量（漁期年ベース、単位：トン）

	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
東部太平洋条約海域	0	0	0	0	0

写真及び文章は水産研究・教育機構

「令和 5 年度国際漁業資源の現況」より抜粋